委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委託業務名	北部クリーンセンター周辺除草業務
委託業務場所	大津市伊香立北在地町
概 要	北部クリーンセンター周辺の除草及び清掃
契 約 期 間	契約締結日の翌開庁日から令和5年11月30日まで
契約年月日	令和5年6月2日
契 約 金 額	2,000,000円
契約の相手方	〔所在地〕大津市伊香立北在地町 〔名 称〕北在地自治会
契約相手方の 選 定 理 由	施設及び周辺の状況を熟知し、業務委託期間中、常に安全かつ適切に美観を保持できることから、北在地自治会と随意契約を行うもの。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。